

# ための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.12

# 社会保障と税の 一体改革素案

## 図表 消費税率の改正案

	現行	2014年4月～2015年9月	2015年10月以降
国の消費税	4%	6.3%	7.8%
地方消費税	1%	1.7%	2.2%
税率	5%	8%	10%

45%の税率を設け、2015年分の所得税から適用するとしている。

た、老年者控除の復活に係る議論や配偶者控除の見直しと年金課税との関係、「年金所得」を独立させるなど所得区分の見直しの議論等について、併せて検討を行っていくとしている。

課税を強化する方向が示されている基礎控除額については、現行制度の50000万円+1000万円×法定相続人数から、30000万円+600万円×法定相続人数にすることとしている。

の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、検討するとしている。現年課税化については、番号制度導入の際に、納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、検討するとしている。

### 3. 資産課税

資産課税については、既に抜本改革案が2011年度税制改正案として検討された。しかし、国会での審議の結果、2011年度税制改正として実現することは見送られ、一体改革での実現を目指すこととなつた。

ためにのみ使われるということであ

会保障改革と一体的に実施する今回の税制抜本改革の最大の柱」と位置づけている。税率を、2014年4月1日より8%（国の消費税6・3%、地方消費税1・7%）、2015年10月1日より10%（国の消費税7・8%、地方消費税2・2%）に引き上げるという2段階のスケジュールが示されている（図表）。

なお、消費税率の引上げに当たつては、景気についての判断が行われることになつていて、すなわち、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案したうえで、引上げの停止を含め所要の措置を講ずる旨が法案に明記される。ただし、法案には具体的な数値条件は記載されないことになつている。

**2. 個人所得課税**

2015年度以降の番号制度の実施を前提として、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理、総合合算制度や給付付き税額控除（所得税の一定額を税額控除し、課税最低限以下の者には給付を行うもの）等、再分配に関する総合的な施策を導入するとしている。

(3) 逆進性対策  
消費税には、低所得者ほど、収入に対する消費税負担率が高くなると、いう、いわゆる逆進性の問題がある。この問題に対処する方法としては、基礎的な消費支出である食料品等に對し軽減税率を適用するといった考え方もある（実際に、欧州では多くの国が採用している）。しかし、高額所得者も軽減税率が適用される物品を購入するため、結果として高額所得者ほど負担軽減額が大きくなるなどの理由から、素案では、単一税率を維持するとしている。



**鳥毛拓馬**  
大和総研  
研究員 AFP  
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著・大和証券刊)など。

孫などの直系卑属（20歳以上）への贈与の場合に、課される贈与税の税率構造を特別に緩和することとしている。なお、曆年課税の非課税限度額は、年110万円で変わらない。

相続時精算課税制度について、素案では、対象となる受贈者に20歳以上ある孫を加える一方、贈与者についても、現行制度で65歳以上とされている年齢要件を60歳以上に引き下げるとしている。

これら資産課税に関する改正は、2015年1月1日以後の相続、遺贈、贈与から適用するとしている。**Fa**

(2)贈与税

一方、相続税を減税する方向の改正として、未成年者控除、障害者控除の引上げについても検討されることとしている。

に課税所得50000万円超の部分に

## 2. 個人所得課税

2015年度以降の番号制度の実施を前提として、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理、総合合算制度や給付付き税額控除（所得税の一定額を税額控除し、課税最低限以下の者には給付を行うもの）等、再分配に関する総合的な施策を導入するとしている。

(3) 逆進性対策  
消費税には、低所得者ほど、収入に対する消費税負担率が高くなると、いう、いわゆる逆進性の問題がある。この問題に対処する方法としては、基礎的な消費支出である食料品等に對し軽減税率を適用するといった考え方もある（実際に、欧州では多くの国が採用している）。しかし、高額所得者も軽減税率が適用される物品を購入するため、結果として高額所得者ほど負担軽減額が大きくなるなどの理由から、素案では、単一税率を維持するとしている。